

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
嘱託職員就業規則

平成 6年 4月 1日制定
平成14年 9月17日一部改正
平成18年 3月27日一部改正
平成19年 8月27日一部改正
平成31年 3月19日一部改正
令和 3年 3月11日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に雇用される嘱託職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規職員 競争試験等により任命された一般職員に属する職員をいう。
- (2) 嘱託職員 特殊な資格、技術及び経験等を必要とする職（これらに準ずる職で特に会長が必要と認めた職を含む。）に雇用期間を定めて雇用された職員をいう。
 - (イ) 特例嘱託職員 本会職員の定年とその退職金等特例に関する規程第4条の規定により雇用された職員
 - (ロ) 一般嘱託職員 (イ)に規定するもの以外の職員

(雇用期間等)

第3条 嘱託職員の任命は、会長が辞令書を交付して行うものとする。

- 2 嘱託職員の雇用期間は、1年を越えない範囲内で辞令書により定めるものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 雇用期間の満了後、更新しない場合は、雇用期間満了の日の1ヶ月前までに当該職員に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により更新された者のうち、平成25年4月1日以降に開始した契約の通算期間が5年を超える者は、別に定める様式で申し込むことにより、現在の有期労働契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。
- 5 期間の定めのない労働契約へ転換した者に係る定年は満65歳とし、年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

(業務)

第4条 嘱託職員は、上司の命を受け担当業務に従事する。ただし、特に会長が認めた者については、特定業務に従事する。

(勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務時間は、正規職員の例による。

(休憩時間等)

第6条 嘱託職員の休憩時間及び休息時間は、正規職員の例による。

(休日)

第7条 嘱託職員の休日は、正規職員の例による。

(休暇)

第8条 嘱託職員の休暇は、有給休暇及び無給休暇とし、次に定めるところによる。

2 年次有給休暇は、1会計年度につき20日とする。ただし、年度の中途において雇用された者の日数については次の表のとおりとする。

雇用の月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	20	18	17	15	13	12	10	8	7	5	3	2

3 病気休暇は、1会計年度につき90日を有給休暇とし、次の各号に掲げる区分に応じて、給料を支給する。

- (1) 30日以内の期間 給料月額額の100分の100
- (2) 30日以上60日未満の期間 給料月額額の100分の50
- (3) 60日以上90日以内の期間 給料月額額の100分の30

4 特別休暇は有給休暇とし、正規職員の例による。

5 有給休暇を超えた休暇は、無給休暇とする。

(育児・介護休業等)

第9条 嘱託職員の育児・介護休業等に関する事項は、育児・介護休業等に関する規則の定めるところによる。

(分限及び懲戒)

第10条 嘱託職員の分限及び懲戒については、正規職員の例による。

(給料及び手当)

第11条 嘱託職員の給料は月額とし、予算の範囲内において業務の特殊性に応じ別に定める。

2 諸手当のうち地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当については、正規職員の例により支給し、その他の諸手当は業務の特殊性により別に定める。

3 有給休暇を超えた休暇は、欠勤扱いとし、その勤務しない期間につき、正規職員の例により給料及び手当を減額して支給する。

4 嘱託職員が月の途中で雇用され又は退職した場合は、日割で給料及び手当を支給する。

5 給料等の支給日及び支給方法等については正規職員の例による。

(旅費)

第 12 条 嘱託職員の旅費は、本会旅費規程の定めるところによる。

(研修)

第 13 条 嘱託職員は、会長が必要と認めた場合に、研修に参加するものとする。

(福利厚生)

第 14 条 嘱託職員は、本会職員互助会に加入し、職員互助会の諸行事に参加することができる。

(安全衛生)

第 15 条 嘱託職員は、安全衛生に関して定められた安全衛生基準に従い、危害の予防及び保健衛生の向上に努めるとともに、本会の行う安全衛生に関する措置には進んで協力しなければならない。

(災害補償及び社会保険)

第 16 条 嘱託職員が業務上負傷し、または疾病にかかった場合等は、労働者災害補償保険法の定めるところによる。

第 17 条 社会保険の加入については、正規職員の例による。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、嘱託職員の服務に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 本会職員の定年とその退職金特例に関する規程細則（嘱託職員に関する規定）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成 14 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 8 月 27 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

無期労働契約転換申込書

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
会長 友 廣 英 司 様

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えましたので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職名

氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。